

○未来投資戦略2017における指摘事項

上下水道事業においては、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みとするため、本年内を目途に関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を明らかにし、関連するマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。これを踏まえ、内閣府においてガイドラインを策定する。

○具体化に向けて、官民双方の意見を聴取したところ、概ね以下のような意見があった

民間セクター分科会の主な意見

(考え方)

・物価変動は消費者物価指数などの公表指数を用いて算出し、前回改定時の水準と比較して一定比率超過した場合、物価変動による契約金額の変更を許容すべき。

(方法や項目)

・費目を細分化し、費目ごとに一般的な指標に基づき物価変動を認識し、双方の手間を抑制するために一定の変動があった際に発動するように規定する。
・物価変動時のみならず、定期的な原価の洗い替えという考え方のほうが、下水道使用料算定の考え方とも整合し適切ではないか

(利用料金への反映)

・下水道料金の改定は事業者が条例で定めており、運営権者は立ち入る事ができない。
・物価変動に伴う増加コストは原則として受益者負担(=利用料金や使用料等に転嫁)とすることが明確にされるべき。

検討会参加自治体の主な意見

(考え方)

・物価上昇率(下降率)や変動期間など、契約時に物価変動時の変更許容条件を決めておくべき。公表指数を用いて算出することを基本とし、一定比率を定めそれを超えた場合のみ契約変更として対応。
・運営権者の裁量による価格変更が難しい、あるいは、価格上限を設ける等、運営権者の裁量に一定の制限を課すような場合には、需要変動リスクや価格変動リスクに関して、一定の条件のもとで官民のリスク分担を行う必要がある。

(方法や項目)

・物価変動が影響する代表的な要素(項目)を抽出し、それが一定比率を超過した場合に変更。
・料金転嫁の仕組みは、物価変動は考慮せず、将来的に見込まれる原価の積算の考え方がよい

(利用料金への反映)

・物価変動による料金への転嫁は、その都度料金の上げ下げを行うこととなり、事務手続きも煩雑で、値上げの際の住民理解(議会承認)が得られないため、使用料に反映させない方がよい
・実施方針決定に係る条例制定時等に、料金上限についてある程度の余裕をもって設定をし、その範囲内で料金算定式に基づく料金変更を行うということも考えられる。

○これまで出された意見を踏まえると、以下のような方法が考えられる

(物価変動の定義(例))

「国内企業物価指数(総平均又は電力・ガス・水道)等が、一定の時期・期間等における指数から一定の割合以上増減した状況」

(計算式例)

個別費用の支払いに関する計算式(●%以上の変動があった場合の数式)

$$AP_p = AP_q \times (CSPI_{p-1} / CSPI_q) \quad \text{ただし} \quad |(CSPI_{p-1} / CSPI_q) - 1| \geq \bullet$$

(条件)

p: 当該年度 q: 前回改定年度(改定がない場合は初年度)

AP_p : p年度のA業務に係る費用 AP_q : q年度のA業務に係る費用

CSPI_{p-1} : (p-1)年度の価格指数 CSPI_q : q年度の価格指数

○来年度、下水道分野のコンセッションガイドラインの改定の際に、物価変動に係る内容も反映させていく予定。(ガイドライン改定に係る委員会を開催予定)

【参考】コンセッションガイドラインの改定に向けた主な検討項目

- ・審査委員会の議事録の公開
- ・適切なマーケットサウンディングの方法
- ・機関投資家による株式保有
- ・瑕疵担保の負担
- ・VFMの算定や対価の支払方法、評価方法
- ・物価変動の定義等
- ・運営権対価の返金等の契約の在り方
- ・地方公共団体や特定企業による出資